

別記 2

入札保証金及び契約保証金について

1 入札保証金について

競争入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、後記(6)により入札保証金を免除される場合を除き、指定する期限までに入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金等」という。）を所定の手続に従い、地方独立行政法人埼玉県立病院機構に納付しなければならない。

(1) 入札保証金等の額

入札保証金等の額は、入札書に記載する金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に、入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額とする。

(2) 入札保証金の納付

入札参加者等が入札保証金を納付する場合には、地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発行する「納付書兼領収書（3枚綴り）」により、入札保証金相当額（前記(1)の額）を地方独立行政法人埼玉県立病院機構取引金融機関に払い込む。

この場合、納付後の「納付書兼領収書」の写しを公告で定めた入札期限までに提出するものとする。

(3) 入札保証金に代える担保の種類及び価値

以下に掲げる担保の提供をもって、入札保証金に代えることができるものとする。

	種類	価値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引き受け、保証又は裏書きをした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

(4) 担保の提供

入札参加者等は、上記(3)に掲げた入札保証金に代える担保を提供する場合には、公告で定めた入札期限までに当該有価証券等を提出するものとする。

預かり時、当センターから当該有価証券と引換えに「預り証」を交付する。

(5) 入札終了後の入札保証金

ア 入札保証金の還付

契約の相手方が決定したときには、地方独立行政法人埼玉県立病院機構は、入札保証金等を納付した非落札者に対して次のいずれかの方法により当該入札保証金等を還付するものとする。

(ア) 前記(2)の方法による場合には、当該「納付書兼領収書」(写しでも可)を添付した「還付請求書」の提出により還付する。

(イ) 前記(3)の入札保証金に代える担保を提供した場合には、納付時に交付した「預り証」に領収の旨を付記し、記名押印して提出することにより還付する。

イ 落札者に係る当該入札保証金等は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合には、これに充当する。

ウ 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約の締結をしないときは、地方独立行政法人埼玉県立病院機構に帰属する。

(6) 入札保証金の免除

入札参加者が、地方独立行政法人埼玉県立病院機構事務取扱規程第6条の規定に基づき、次に掲げる場合には入札保証金の納付を免除することができる。

入札保証金の免除を求める者は、入札公告の記載にしたがって申請を行うものとする。

ア 入札参加者が、保険会社との間に地方独立行政法人埼玉県立病院機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
イ 入札参加者が、銀行等又は保証事業会社と契約保証の予約をしたとき。
ウ 国、地方公共団体その他の者と種類及び規模をほぼ同じくする契約を、本調達年度を含め過去5年以内に2回以上全て誠実に履行したことがあるとき。 ※その他の者＝国立大学法人、独立行政法人、地方独立行政法人その他民間事業者を含む。 ※2回＝原則として契約1件につき1回とする。

2 契約保証金について

契約の相手方は、下記(4)により契約保証金を免除される場合を除いては、契約保証金又は契約保証金に代える担保(以下「契約保証金等」という。)を所定の手続に従い、地方独立行政法人埼玉県立病院機構に納付しなければならない。

(1) 契約保証金等の額

契約保証金等の額は、契約金額(消費税及び地方消費税を含む。1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。単価契約の場合は落札額に100分の110を乗じた額)に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額とする。

(2) 契約保証金の納付

契約の相手方が契約保証金を納付する場合には、地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発行する「納付書兼領収書（３枚綴り）」により、契約保証金相当額（前記(1)の額）を地方独立行政法人埼玉県立病院機構取引金融機関に払い込む。

(3) 契約保証金に代える担保の種類及び価値

上記１の(3)に掲げる担保の提供をもって、契約保証金に代えることができるものとする。

(4) 契約完了後の契約保証金

ア 地方独立行政法人埼玉県立病院機構は、契約の相手方が納付した契約保証金等について、契約に基づく給付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じたときには契約の相手方に対して次のいずれかの方法により当該契約保証金等を還付するものとする。

(ア) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発行する「納付書兼領収書（３枚綴り）」により納付した場合には、当該「納付書兼領収書」（写しでも可）を添付した「還付請求書」の提出により還付する。

(イ) 契約保証金に代える担保を提供した場合には、納付時に交付した領収の旨を付記して記名押印された「預り証」の提出によりこれを還付する。

イ 契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合には、契約保証金は地方独立行政法人埼玉県立病院機構に帰属する。

(5) 契約保証金の免除

次に掲げる場合には、契約保証金の納付を免除する。

契約保証金の免除を求める者は、別に指定する手続きにしたがって申請を行うものとする。

ア 契約の相手方が、保険会社との間に地方独立行政法人埼玉県立病院機構を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他機構が指定する金融機関と履行保証契約を締結したとき。

ウ 国、地方公共団体その他の者と種類及び規模をほぼ同じくする契約を、本調達年度を含め過去５年以内に２回以上全て誠実に履行したことがあるとき。

※その他の者＝国立大学法人、独立行政法人、地方独立行政法人その他民間事業者を含む。

※２回＝原則として契約１件につき１回とする。